

健康祝金特約


アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
当社保険に関するお問合せ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95

 ご契約のしおり

「健康祝金特約」の特長・お支払について

1. 所定の条件を満たした場合には、10年ごとに健康祝金をお支払いします。
2. 解約払戻金がないため、保険料が割安になっています。
3. 保険期間は10年で、保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。

○「健康祝金」は、つぎのとおりお支払いします。

| 名称 | 支払事由 | 支払額 | 受取人 |
|------|---|-------|-----|
| 健康祝金 | つぎのすべてに該当したとき ①保険期間満了の時に生存しているとき ②継続10日以上入院に対する「医療保険〔2005〕」の疾病・災害入院給付金が支払われなかったとき | 健康祝金額 | 契約者 |

*「医療保険〔2005〕」の疾病・災害入院給付金が支払われる入院が「健康祝金特約」の保険期間満了の日をこえて継続している場合で、その入院日数が「健康祝金特約」の保険期間満了後に10日に達したときでも、健康祝金はお支払いしません。

*健康祝金は、所定の利率による利息をつけて自動的に据え置きます。据え置いた健康祝金は、ご契約者から請求があったとき、または「健康祝金特約」が消滅したとき（「健康祝金特約」が更新される場合を除きます。）に、ご契約者にお支払いします。

*健康祝金のご請求は、「健康祝金特約」が消滅した日（「健康祝金特約」が更新される場合を除きます。）から3年を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

ご契約の更新

●「健康祝金特約」の更新について

*「健康祝金特約」は、保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。

*つぎのいずれかに該当する場合には、「健康祝金特約」は更新されません。

- (1) 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるとき
- (2) 「健康祝金特約」の保険料のお払込を免除しているとき
- (3) 「医療保険〔2005〕」の疾病・災害入院給付金の支払日数がいずれも通算して1,085日をこえているとき

*更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一の年数とします。

●更新後の「健康祝金特約」と保険料について

*更新後の「健康祝金特約」には、更新日現在の特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって計算されます。

●「健康祝金特約」の更新を希望しない場合

*「健康祝金特約」の更新を希望しない場合には、保険期間満了の日の2か月前までにお申し出ください。

解約と解約払戻金について

●解約について

*生命保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となりますので、ぜひご継続ください。

*「健康祝金特約」を解約する場合には、「医療保険〔2005〕」も同時に解約する必要があります。

●「健康祝金特約」の解約払戻金について

*「健康祝金特約」には、解約払戻金はありません。

健康祝金特約

(平成22年3月2日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、医療保険〔2005〕に付加することによって、被保険者がこの特約の保険期間が満了した時に生存し、かつ、この特約の保険期間中に主契約の疾病入院給付金および主契約の災害入院給付金がいずれも10日以上支払われなかった場合に、健康祝金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で医療保険〔2005〕（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の被保険者>

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 4 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 5 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第4条<健康祝金の支払>

- 1 健康祝金の支払は、つぎのとおりとします。

| | |
|-----------------------------|--|
| 健康祝金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。） | つぎのすべてに該当したとき ①被保険者が、この特約の保険期間が満了した時に生存しているとき ②この特約の保険期間中に、入院日数が継続して10日以上入院に対する主契約の疾病入院給付金が支払われなかったとき ③この特約の保険期間中に、入院日数 |
|-----------------------------|--|

| | |
|-----|--|
| | が継続して10日以上入院に対する主契約の災害入院給付金が支払われなかったとき |
| 支払額 | 健康祝金額 |
| 受取人 | 保険契約者 |

- 2 健康祝金が支払われた場合で、この特約の当該保険期間中の主契約の疾病入院給付金の請求を受け、入院日数が継続して10日以上入院に対する主契約の疾病入院給付金が支払われることとなったときには、会社は、主契約の疾病入院給付金の支払額から、すでに支払われた健康祝金の支払額（健康祝金の自動据置による利息を支払っていた場合には、その利息を含みます。以下、本条において同じ。）を差し引いた金額を支払います。ただし、主契約の疾病入院給付金の支払額が差し引くべき健康祝金の支払額に不足するときは、保険契約者はその不足する金額を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 3 健康祝金が支払われた場合で、この特約の当該保険期間中の主契約の災害入院給付金の請求を受け、入院日数が継続して10日以上入院に対する主契約の災害入院給付金が支払われることとなったときには、会社は、主契約の災害入院給付金の支払額から、すでに支払われた健康祝金の支払額を差し引いた金額を支払います。ただし、主契約の災害入院給付金の支払額が差し引くべき健康祝金の支払額に不足するときは、保険契約者はその不足する金額を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 4 健康祝金が支払われた場合で、この特約の当該保険期間中の主契約の高度障害保険金の請求を受け、その高度障害保険金が支払われることとなったときには、会社は、主契約の高度障害保険金の支払額から、すでに支払われた健康祝金の支払額を差し引いた金額を支払います。ただし、主契約の高度障害保険金の支払額が差し引くべき健康祝金の支払額に不足するときは、保険契約者はその不足する金額を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 5 入院日数が継続して10日以上入院に対する主契約の疾病入院給付金の支払日数または主契約の災害入院給付金の支払日数が10日未満であった場合には、第1項の健康祝金の支払事由の②または③に定める主契約の疾病入院給付金または主契約の災害入院給付金が支払われなかったものとみなして、第1項の規定を適用します。
- 6 この特約の保険期間が満了した時を含んで継続している入院は、その入院日の属する特約の保険期間中の入院とみなし、その入院日数が10日に達した日がこの特約の保険期間満了の日の翌日以後であった場合でも、その入院日の属する特約の保険期間中に入院日数が10日に達したものとみなして、第1項から第3項の規定を適用します。
- 7 被保険者が、転入院または再入院をした場合で、その入院日が最初の入院（入院を2回以上した場合は直前の入院をいいます。以下、本項において同じ。）の退院日または最初の入院の退院日の翌日であるときには、継続した入院とみなして、本条の規定を適用します。
- 8 健康祝金の受取人は、保険契約者以外の者に変更することはできません。

第5条<健康祝金の自動据置>

- 1 健康祝金は、支払事由が生じたときから、会社所定の利率により

計算した利息をつけて自動的に据え置きます。

- 2 前項の規定により据え置いた健康祝金は、保険契約者から請求があったときまたはこの特約が消滅したとき（この特約が更新される場合を除きます。）に、保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険金の支払によりこの特約が消滅する場合には、会社は、据え置いている健康祝金を、主契約の保険金の受取人に支払います。

第6条<健康祝金の請求、支払時期および支払場所>

- 1 健康祝金を請求するときは、保険契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 2 前項の規定により健康祝金の請求を受けた場合には、会社は、据え置いているすべての健康祝金の請求があったものとして取り扱います。
- 3 この特約の健康祝金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第7条<特約の保険料の払込免除>

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込免除が行われた場合には、この特約は当初定めたこの特約の保険期間の満了する日まで有効に継続し、会社は、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項の規定によりこの特約の保険料の払込を免除した場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第8条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第9条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第10条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第11条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第12条<特約の解約等>

- 1 主契約が解約される場合を除き、この特約の解約は取り扱いません。
- 2 健康祝金額の減額は取り扱いません。ただし、主契約の入院給付金日額の減額が行われた場合で、健康祝金額が会社の定める限度を超えたときには、健康祝金額を会社の定める限度まで減額します。

第13条<特約の消滅>

主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

第14条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第15条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第16条<特約の時効>

健康祝金の支払を請求する権利は、この特約が消滅した時（この特約が更新される場合を除きます。）から3年間請求がない場合は消滅します。

第17条<特約の更新>

- 1 主契約およびこの特約の保険期間が満了し主契約が更新された場合またはこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にある場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとし、
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) 第7条<特約の保険料の払込免除>の規定により、この特約の保険料の払込が免除されているとき
 - (4) 主契約の疾病入院給付金の支払日数および主契約の災害入院給付金の支払日数が、いずれも通算して1,085日をこえているとき
 - (5) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。
- 4 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- 5 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- 6 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
- 7 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
- 8 第10条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定の適用

に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

- 9 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 10 更新後の健康祝金額は、更新前の健康祝金額と同額とします。
- 11 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 12 第2項第5号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第4号のいずれの規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結します。この場合、第8項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第18条<管轄裁判所>

健康祝金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第19条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

(注) 会社は、下記以外の書類の提出を求め、または下記の書類の一部の省略を認めることがあります。

<健康祝金特約>

| 項 目 | 必 要 書 類 |
|------|--|
| 健康祝金 | <ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書・保険証券 |